

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 氏名又は名称 ^{フリガナ} 株式会社 ^{ニッニホン セツビ} 西日本設備
 住所 〒564-0032 大阪府吹田市内本町3-28-10
 代表者氏名 ^{フリガナ} 代表取締役 ^{スミ タケシ} 三角 武史
 電話番号 TEL06-6155-5570 FAX06-6155-5571
 FAX番号
 メールアドレス nishinihonsetubi1@yahoo.co.jp



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 22 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者	✓	15	斑鳩町 水道事業管理者	✓	22	上牧町 水道事業管理者	✓
2	大和高田市 上下水道事業管理者	✓	9	生駒市 水道事業管理者	✓	16	安堵町 水道事業管理者	✓	23	王寺町 水道事業管理者	✓
3	大和郡山市 上下水道事業の管理者	✓	10	香芝市 上下水道事業の管理者の権限を行う市長	✓	17	川西町 水道事業管理者	✓	24	広陵町 上下水道事業管理者	✓
4	天理市 上下水道事業の管理者	✓	11	葛城市 水道事業管理者	✓	18	三宅町 水道事業管理者	✓	25	河合町 水道事業管理者	✓
5	橿原市 上下水道事業管理者の権限を行う市長	✓	12	宇陀市 水道事業管理者の権限を行う市長	✓	19	田原本町 水道事業管理者	✓	26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者の権限を行う市長	✓	13	平群町 水道事業管理者	✓	20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者	✓	14	三郷町 水道事業管理者	✓	21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者の権限を行う町長	

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和 年 月 日

届出者

氏名又は名称 株式会社 西日本設備
住 所 〒564-0032 大阪府吹田市内本町3-28-10
代表者氏名 代表取締役 三角武史



水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	ニッポン センビ 株式会社 西日本設備		
住 所	〒564-0032 大阪府吹田市内本町3-28-10		
フリガナ 代表者の氏名	ミズ タケシ 代表取締役 三角武史		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
事業者の住所	大阪府大阪市北区 東天満1-6-8ラクス東天満902	大阪府吹田市 内本町3-28-10	令和2年10月1日
事業所の所在地	大阪府大阪市北区 東天満1-6-8ラクス東天満902	大阪府吹田市 内本町3-28-10	
電話番号	06-4801-9971	06-6155-5570	
FAX	06-4801-9972	06-6155-5571	
役員の氏名 取締役		ミズ マチ 三角 麻奈美	

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

TEL06-6155-5570 FAX06-6155-5571

様式第2（水道法施行規則第18条及び第34条関係）

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 年 月 日

申請者

氏名又は名称

株式会社 西日本設備

住 所

〒564-0032 大阪府吹田市内本町3-28-10

代表者氏名

代表取締役 三角武史



水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

大阪府吹田市内本町三丁目28番10号
株式会社西日本設備

会社法人等番号	1200-01-123840	
商号	株式会社西日本設備	
本店	大阪府吹田市内本町三丁目28番10号 ✓	
公告をする方法	官報に掲載してする方法により行う。	
会社成立の年月日	平成19年5月14日	
目的	1. 管工事業 2. 給排水・衛生設備工事業 3. 建築工事業・住宅リフォーム業 4. 内装工事業 5. 労働者派遣事業法に基づく、一般労働者派遣事業及び特定労働者派遣事業 6. チラシ、ダイレクトメール、出版刊行物の宅配及びその取次業務 7. 前各号に附帯関連する一切の事業	
発行可能株式総数	240株	
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 60株	
資本金の額	金2000万円	
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得することについて、株主または株式取得者は株主総会の承認を受けなければならない。	
役員に関する事項	取締役 三角武史	平成29年 6月30日重任
	取締役 三角麻奈美	平成29年 6月30日重任
	大阪府箕面市彩都粟生南二丁目17番8号 代表取締役 三角武史	平成29年 6月30日重任
支店	1 名古屋市守山区高島町278番	

大阪府吹田市内本町三丁目28番10号
株式会社西日本設備

	2 大阪府吹田市内本町三丁目28番10号	令和 2年10月 1日廃止
		令和 2年10月14日登記
	3 滋賀県高島市新旭町針江5番地435	
登記記録に関する事項	令和2年10月1日大阪市北区東天満一丁目6番8号ラシーヌ東天満902から本店移転	令和 2年10月 7日登記



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(大阪法務局北大阪支局管轄)

令和 2年10月27日

奈良地方法務局桜井支局
登記官

二 柿 正 直



定 款

株式会社 西日本設備

平成19年5月9日公証人認証

平成19年5月14日設 立

令和2年10月 1日作 成

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社西日本設備 と称する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 管工事業
2. 給排水・衛生設備工事業
3. 建築工事業、住宅リフォーム業
4. 内装工事業
5. 労働者派遣事業法に基づく、一般労働者派遣事業及び特定労働者派遣事業
6. チラシ、ダイレクトメール、出版刊行物の宅配及びその取次業務
7. 前各号に付帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を 大阪府吹田市内本町三丁目 2 8 番 1 0 号 に置く。

(公告方法)

第 4 条 当社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当社の発行可能株式総数は、240 株とする。

(株券の不発行)

第 6 条 当社は、株式に係る株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第 7 条 当社の株式を譲渡により取得することについて、株主又は株式取得者は株主総会の承認を受けなければならない。

(相続人等に対する売渡しの請求)

第8条 当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿記載事項の記載の請求)

第9条 当社の株式を取得した者が、株主名簿記載事項を株主名簿に記載することを請求するには、当社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式を取得した者が、署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。ただし、法務省令で定める場合には、株式を取得した者が単独で請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第10条 当社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印して請求しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(基準日)

第11条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主を、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主と定める。

2 前項のほか、必要がある場合は、あらかじめ公告して一定の日の最終の株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者を、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者と定めることができる。

(株主の住所等の届出)

第12条 当社の株主、登録株式質権者又はその法定代理人もしくは代表者は、当社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じた場合も同様とする。

第3章 株 主 総 会

(招 集)

第13条 当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長がこれを招集する。

(議 長)

第14条 株主総会の議長は、取締役社長がこれにあたる。

2 取締役社長に事故があるときは、当該株主総会で議長を選出する。

(決議の方法)

- 第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
- 2 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び代表取締役

(取締役の員数)

- 第17条 当会社の取締役は5名以内とする。

(選任方法)

- 第18条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。
- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

- 第19条 取締役の任期は、その選任後5年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。
- 2 増員により、又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び社長)

- 第20条 取締役を複数置く場合は取締役の互選により、代表取締役を選定する。
- 2 代表取締役は社長とし、会社を代表し、会社の業務を統括する。

(報酬等)

- 第21条 取締役の報、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第5章 計 算

(事業年度)

第22条 当社の事業年度は、毎年5月1日から翌年4月30日までとする。

(剰余金の配当)

第23条 剰余金の配当は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対して支払う。

令和2年10月1日

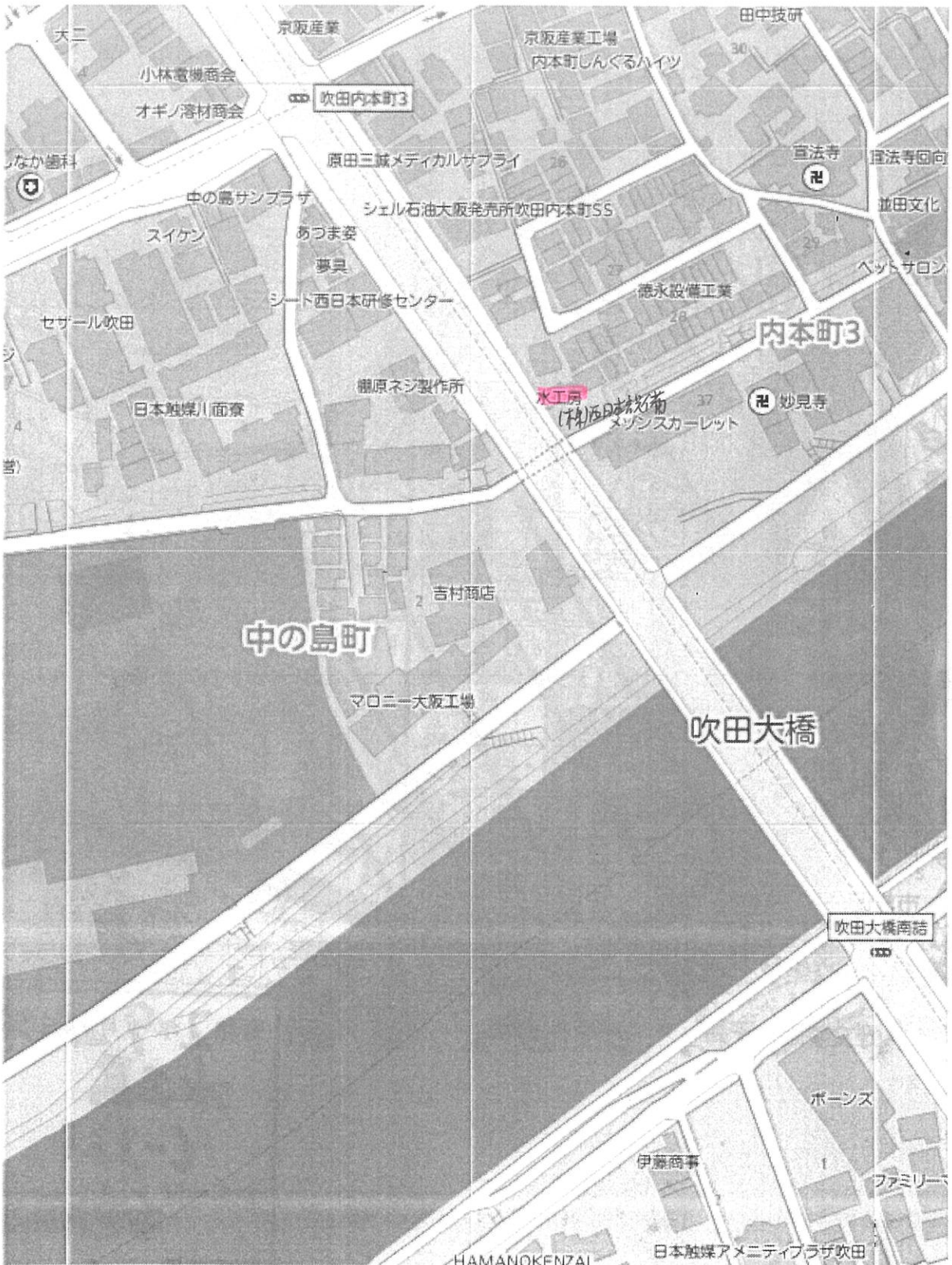
この定款は当社の原本と相違ありません。

株式会社 西日本設備

代表取締役 三角 武 史



位置図



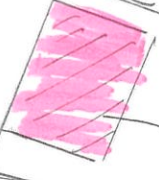
付近見取り図①



府道14号
大阪高槻京都線

マロニー(株)

平野電気工業(株)



(株)西日本設備

マンション
メゾンスカーレット

吹田大橋

神崎川

付近見取図②



JR
吹田駅

阪急
吹田駅

府道14号 大阪府吹田新線



(橋西) 榎橋

神崎川

吹田大橋

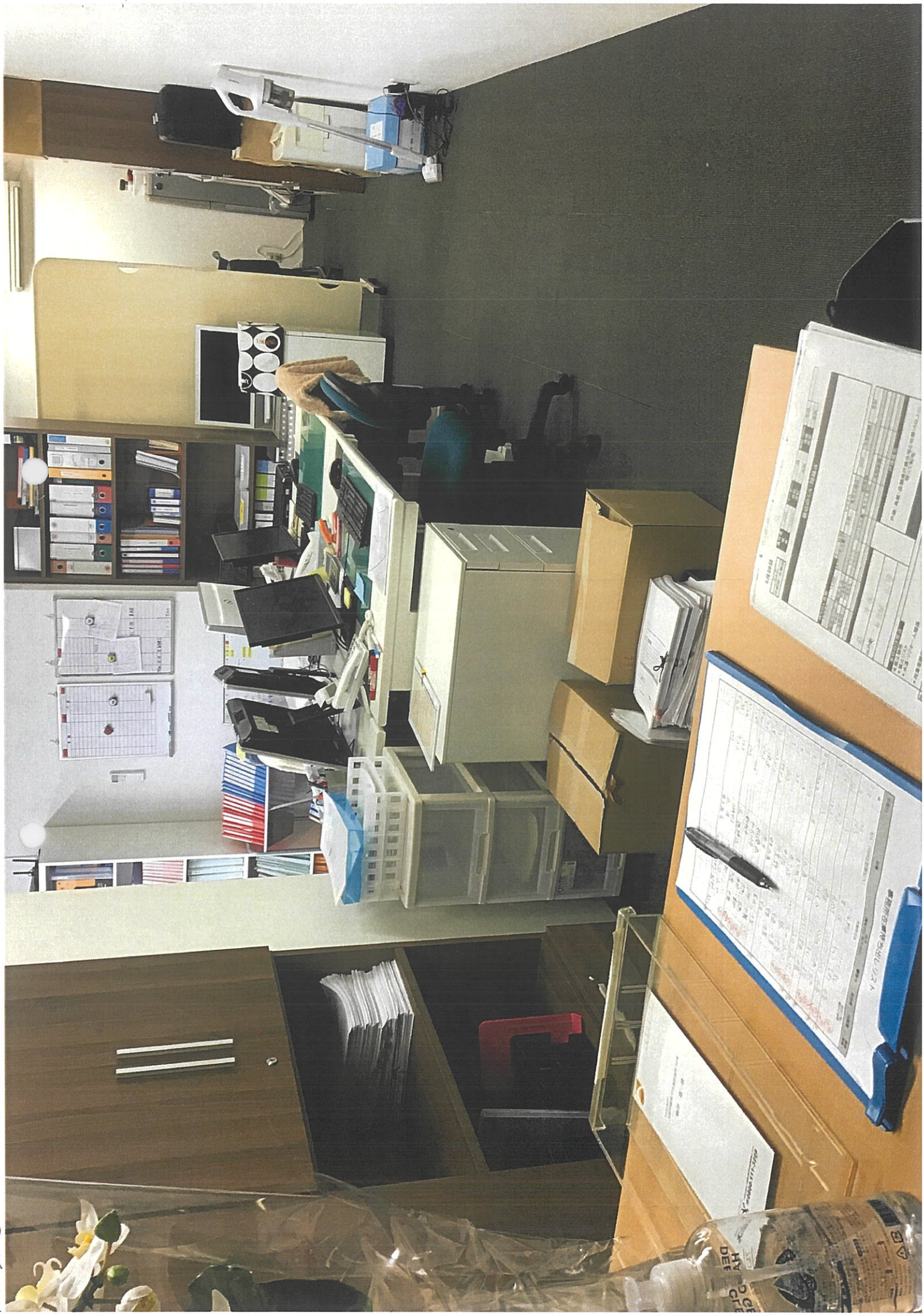
神崎川

阪急上
新庄駅



華榮新外銀
LUXIL
TOTO
Panasonic
美的
Rinnai
MORITZ
KVK

華榮新外銀





遅延理由書

令和 年 月 日

水道事業者 様

(株)西日本設備

〒564-0032

大阪府吹田市内本町 3-28-10

代表取締役 三角 武史

TEL06-6155-5570 FAX06-6155-5571



このたび、事業所の所在地移転の為、変更があった日から 30 日以内に「指定給水装置工事指定事項変更届出書」を提出しなければなりませんでしたが、しかし登記完了に日数を必要としたこと及び、業務が多忙の為、30 日以内に書類を届け出る対応ができず申し訳ございませんでした。

今後は期間内に提出することを遵守しますので、事情ご賢察の上よろしくお計らいくださいますようお願いいたします。